

鎌ヶ谷市立図書館公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用に関する基準

鎌ヶ谷市公衆無線LAN利用規約第2条の規定に基づき、鎌ヶ谷市立図書館における鎌ヶ谷市立図書館公衆無線LAN（Wi-Fi）（以下「公衆無線LAN」という）の利用可能場所及び利用日時を定めるとともに、公衆無線LAN使用にあたって必要な事項を定めるものとする。

（利用場所）

第1条 鎌ヶ谷市立図書館（以下「図書館」という）における公衆無線LANの利用可能場所は、図書館2階の参考資料室とする。

（利用日時）

第2条 利用日時については、火曜日から土曜日は、午前9時から午後8時とし、日曜日・祝日は、午前9時から午後5時とする。ただし、休館日は除くものとし、1回あたりの接続時間は1時間とする。

（利用規約）

第3条 公衆無線LAN利用にあたっての利用規約は、鎌ヶ谷市公衆無線LAN利用規約を適用するものとする。